学校いじめ防止基本方針

八戸市立鮫中学校

１　学校いじめ防止基本方針

いじめは，冷やかしやからかいなどのほか，情報機器を介したいじめ，暴力行為に及ぶいじめなど，学校だけでは対応が困難な事案も増加している。また，いじめをきっかけに不登校になってしまったり，自らの命を断とうとしてしまったりするなど，深く傷つき，悩んでいる生徒もいる。いじめの問題への対応は学校として大きな課題である。

そこで，生徒たちが意欲を持って充実した学校生活を送れるよういじめ防止に向け，日常の指導体制を定め，いじめの未然防止を図りながら，いじめの早期発見に取り組むとともに，いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」（いじめ防止全体計画）を定める。

２　いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは，生徒に対して，当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって，当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（2）いじめに対する基本的な考え方

・「いじめは絶対に許されない」，「いじめはいじめる側が悪い」との認識

・「いじめは，どの生徒にも，どの学校においても起こり得る」との認識

・「いじめの未然防止は，学校・教職員の重要課題」との認識

（3）いじめの構造と動機

①　いじめの構造

いじめは，「いじめられる生徒」，「いじめる生徒」だけでなく，「観衆」・「傍観者」などの周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の捉え方により，抑止作用になったり促進作用になったりする。

②　いじめの動機

いじめの動機には，以下のものなどが考えられる。

・嫉妬心（相手をねたみ，引きずり下ろそうとする）

・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）

・愉快犯（遊び感覚で愉快な気持ちを味わおうとする）

・同調性（強いものに追従する，数の多い側に入っていたい）

・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）

・反発・報復（相手の言動に対して反発・報復したい）

・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（4）いじめの様態

いじめの様態には，以下のものなどが考えられる。

　　　悪口を言う・あざける，落書き・物壊し，集団での無視，陰口，避ける，ぶつかる・小突く，命令・おどし，性的いじめ，部活動中のいじめ，メール等により誹謗中傷，噂流し，授業中のからかい，仲間はずれ，嫌がらせ，暴力，たかり，使い走り

３　いじめ防止の指導体制・組織的対応

（1）日常の指導体制

いじめを未然に防止し，早期に発見するための日常の指導体制を以下のとおりとする。

別紙図１　　※いじめ防止委員会の設置

（2）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取り組みを以下のとおりとする。

別紙図２　　※いじめ対策委員会の設置

４　いじめの予防

いじめの問題への対応では，いじめを起こさせないための予防的取組が求められる。学校においては教育活動全体を通して，自己有用感や規範意識を高め，豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

（1）学業指導の充実

・規範意識，帰属意識を互いに高める集団づくり

・コミュニケーション能力を育み，自信を持たせ，一人一人に配慮した授業づくり

（2）特別活動，道徳教育の充実

　・学級活動における望ましい人間関係づくりの活動

（3）教育相談の充実

　・面談の定期的実施

　・相談カードの定期的実施

（4）人権教育の充実

　・人権意識の高揚

　・講演会等の開催

（5）情報教育の充実

　・教科「情報」におけるモラル教育の充実

（6）保護者・地域との連携

　・いじめ防止対策推進法，学校いじめ防止基本方針等の周知

　・保護者参観日の実施

５　いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは，早期発見・早期対応である。生徒の言動に留意するとともに，何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し，早期に対応することが重要である。

（1）いじめの発見

いじめの行為を直接発見した場合は，その行為をすぐに止めさせるとともに，いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し，事実確認をする。

（2）いじめられている生徒のサイン

①　学校での発見ポイント

【登下校時】

★理由もなく、一人で朝早く登校する。

★一緒に登下校する友人が違ってくる。

★教職員と視線を合わさないようになる。

★元気がなく浮かぬ顔をする。挨拶をしなくなる。

★登校手段が変化する。（自転車通学から徒歩に変わる。）

★特に用事もない（と思われる）のに、教職員に近づいてくる。

【朝の学級活動，ショートホームルーム】

★体調不良（頭痛，腹痛，吐き気等）を訴える。

★欠席・遅刻・早退の理由を明確に言わない。

★提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。

★担任等教職員が教室に入室後、遅れて入室する。

★表情が暗く、どことなく元気がない。

【授業中】

★発言すると、嘲笑されたり、はやし立てられたりする。

★授業道具等の忘れ物が目立つ。

★決められた座席と違う場所に座っている。

★周囲の状況に関らず、一人でじっとしている。

★教科書、ノート等に落書きが目立つ。

★他の児童生徒から発言を強要されたり、突然個人名が出されたりする。

★球技の際にパスされなかったり、パスが集中したりする。

★課題等を代わりにやらされる。

★特定の児童生徒の机との距離を離す。

【休憩時間・昼食時】

★ジュース・パン・菓子類を買いに行かされる。

★一人でいることが多く、集団での行動を避けるようになる。

★給食・弁当等を一人で食べることが多い。

★お金や物品の受け渡しを行っていることがある。

★遊びと称して、友達とふざけあっているが表情が暗い。

【帰りの学級活動，ショートホームルーム，放課後】

★持ち物がなくなったり、掲示した作品などにいたずらがあったりする。

★班ノートや学級（ホームルーム）日誌に何も書かなくなる。

★みんなが帰宅する前に一人急いで帰宅したり、みんなが帰るまで帰宅したがらなかったりする。

★靴や傘等が隠される。

★教職員の近くから離れようとしない。

②　家庭での発見ポイント

【態度やしぐさ】

★家族との対話を避けるようになる。

★受信した電子メールをこそこそ見たり，電話が鳴るとおびえたりする様子が見られる。

★部屋に閉じこもり，考え事をしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。

★感情の起伏が激しくなり、動物や物等に八つ当たりする。

★帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。

★用事もないのに、朝早く家を出る。

★朝、なかなか起きてこない。

【服装，身体・体調】

★衣服に汚れや破れが見られたり、手足や顔等にすり傷や打撲のあとがあったりする。

★自分のものではない衣服（制服）を着ている。

★学校に行きたくないと言い出したり、通学時間になると腹痛等身体の具合が悪くなったりする。

★食欲不振、不眠を訴える。

【学習】

★学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。

★成績が低下する。

【持ち物，金品】

★家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、使途のはっきりしないお金を欲しがる。

★持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きがある。

【交友関係】

★口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。

★無言等の不審な電話、発信者の特定できない電子メールがあったりする。

★急に友達が変わる。

(3) いじめている生徒のサイン

○　特定の子を無視したり、仲間はずれにしたりする言動が見られる。

　　○　他人を馬鹿にしたり、悪口を言ったりする。

　　○　特定のグループでの行動が多く見られる。

　　○　買い与えていない物品を持っている。

　　○　心当たりのないお金を持っている。

　　○　親と顔を合わせたり、会話したりすることを嫌がる。

　　○　パソコンや携帯電話で、他人を非難するメール等を書き込んでいる。

　　○　友達の名前を呼び捨てにし、友達を手下のように使っている。

　　○　勉強さえできればいいといった言動がよくある。

　　○　言葉遣いが乱暴である。

　　○　年下や自分より弱い立場の子に対して高圧的である。

（4）相談体制の整備

・相談窓口の設置・周知

　・面談の定期的実施

（5）定期的調査の実施

　・アンケートの実施

（6）情報の共有

　・報告経過の明示・報告の徹底

　・職員会議等での情報共有

　・用配慮生徒の実態把握

　・進級時の引継ぎ

６　いじめへの対応

（1）生徒への対応

　①　いじめられている生徒への対応

いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し，心配や不安を取り除くとともに，全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で，継続的に支援することが重要である。

　　・安全・安心を確保する。

　　・心のケアを図る。

　　・今後の対策について，共に考える。

　　・活動の場などを設定し，認め，励ます。

　　・温かい人間関係をつくる。

　②　いじめている生徒への対応

いじめは決して許されないという毅然とした態度で，いじめている生徒の内面を理解し，他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。

　　・いじめの事実を確認する。

　　・いじめの背景や要因の理解に努める。

　　・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。

　　・今後の生き方を考えさせる。

　　・必要な場合には懲戒を加える。

（2）関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく，おもしろがって見ていたり，見て見ぬふりをしたり，止めようとしなかったりする集団に対しても，自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

　　・自分の問題として捉えさせる。

　　・望ましい人間関係づくりに努める。

　　・自己有用感が味わえる集団づくりに努める。

（3）保護者への対応

　①　いじめられている生徒の保護者に対して

相談されたケースでは，複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え，少しでも安心感を伝えられるようにする。

　　・じっくり話を聞く。

　　・苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す。

　　・親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める。

　②　いじめている生徒の保護者に対して

事実を把握したら速やかに面談し，丁寧に説明する。

　　・いじめは誰にでも起こる可能性がある。

　　・生徒や保護者の心情に配慮する。

　　・行動が変わるよう教員として努力していくこと，そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

　　・何か気付いたことがあれば報告をしてもらう。

　③　保護者同士が対立する場合など

　　　教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

　　・双方の和解を急がず，相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き，寄り添う態度で臨む。

　　・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。

　　・教育委員会や関係機関と連携し解決を目指す。

（4）関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく，一体的な対応をすることが重要である。

　①　教育委員会との連携

　　・関係生徒への支援・指導，保護者への対応方法

　　・関係機関との調整

　②　警察との連携

　　・心身や財産に重大な被害が疑われる

　　・犯罪等の違反行為がある場合

　③　福祉関係との連携

　　・家庭の養育に関する指導・助言

　　・家庭での生徒の生活，環境の状況把握

　④　医療機関との連携

　　・精神保健に関する相談

　　・精神症状についての治療，指導・助言

７　ネットいじめへの対応

（1）ネットいじめとは

文字や画像を使い，特定の生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する，特定の生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする，掲示板等に特定の生徒の個人情報を掲載するなどがネットいじめであり，犯罪行為である。

（2）ネットいじめの予防

　①　保護者への啓発

　　・フィルタリング

　　・保護者の見守り

　②　情報教育の充実

　　「教科情報」における情報モラル教育の充実

　③　ネット社会についての講話の実施

（3）ネットいじめへの対処

　①　ネットいじめの把握

　　・被害者からの訴え

　　・閲覧者からの情報

　　・ネットパトロール

　②　不当な書き込みへの対処

　　　状況確認　→　状況の記録　→　管理者への連絡・削除依頼

　　　　　　　　　　　　↓

　　　　　　　　　いじめへの対応　　　　警察への相談

８　重大事態への対応

（1）重大事態とは

　①　生徒の生命，心身または財産に重大な被害が生じた疑いがある。

　　・生徒が自殺を企図した場合

　　・精神性の疾患を発症した場合

　　・身体に重大な障害を負った場合

　　・高額の金品を奪い取られた場合

　②　生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

　　・年間の欠席が30日程度以上の場合

　　・連続した欠席の場合は，状況により判断する。

（2）重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合，市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。